

新型コロナワクチン3回目追加接種について

岬町長 田代 堯

新型コロナワクチンは2回目接種が終了した場合であっても、時間の経過とともにワクチンの効果が低下することが報告されています。

国の方針としてワクチンの効果を保つため追加接種を行う事が決まりましたので、岬町においても追加接種を行います。

接種時期	令和3年12月1日～令和4年9月30日
特に接種をおすすめする方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」 ・ 重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「重症化リスクが高い方との接触が多い方」 ・ 医療従事者などの「職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方」
対象者	<p>2回目のワクチン接種を終了した日から、原則8か月を経過した方（現時点での対象年齢は18歳以上）</p> <p>例：令和3年6月10日に2回目接種終了 →令和4年2月10日以降追加接種可</p>
使用ワクチンおよび追加接種回数	<p>使用ワクチン:mRNAワクチン（ファイザー社、武田/モデルナ社※）</p> <p>1・2回目と異なる種類のワクチンも接種可</p> <p>※ただし、武田/モデルナ社は現在薬事承認申請中</p> <p>追加接種回数:1回</p>
接種方法	<p>追加接種（3回目接種）についても、1・2回目同様に接種券が必要です。対象者の方へ、2回目接種時期をもとに順次接種券を発送します。</p>
接種場所	接種券に同封されているチラシをご確認ください。

2回目接種終了後に岬町に転入された方へ

町では、転入前の自治体で受けたワクチン接種の履歴を把握することができないため、2回目接種終了後に転入された方については、事前に申請をしていただくことにより、接種券を発行します。

申請の書式は現在準備中です。決まり次第ホームページにてお知らせします。

※ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制するなど、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

問い合わせ先:岬町コロナワクチンコールセンター Tel:072-468-9935

令和3年12月1日

住民の皆様へ

日本赤十字社大阪府支部
岬町分区長 田代 堯

災害支援ビブスを配布しています（配布対象者拡大）

地域の災害救護活動及び地域福祉活動の赤十字事業を推進するため、障がい者の災害避難時や避難生活の時に、支援が必要であることを周囲が気づいて支援しやすくなるよう、災害支援ビブスを配布します。

○対象者

町内に居住する以下のいずれかに該当する者

1. 身体障害者手帳所持者
2. 療育手帳所持者
3. 精神障害者保健福祉手帳所持者
4. 岬町登録手話通訳者

これまで、重度障がいのある方に限定していましたが、障害者手帳所持者すべての方を対象とします。

○配布内容

対象者1人につき、1着

○申請方法

本事業の交付を希望する方は、障がい者災害支援ビブス交付申請書（裏面）に、対象者であることの証明ができるもの（障害者手帳等）を添付し、福祉課福祉係（2番窓口）に提出してください。

○申請窓口

岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係窓口（②番窓口）
（日本赤十字社大阪府支部岬町分区）

ビブスとは、服の上から着るメッシュ地のベスト状の衣類で周りから着ている本人を目立たせる役目があります。

○申請期間

令和3年12月1日から



災害避難時に着用し避難します



避難所のテントに吊下げ「支援が必要」であることを知らせます

○問合せ 岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係 Tel 492-2700
Fax 492-5814

(別紙1)

年 月 日

障がい者災害支援ビブス交付申請書

日本赤十字社
大阪府支部岬町分区長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話・FAX

障がい者災害支援ビブスについて、下記のとおり申請します。

記

申請者 (利用者)	氏名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日
	住所	
	連絡先	(TEL・FAX)
	申請要件 該当する番号 を○で囲んで ください。	1 身体障害者手帳所持者 2 療育手帳所持者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者 4 岬町登録手話通訳者 5 その他 ()

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

女性弁護士による

女性のための 特設法律相談

完全予約制

夫やパートナーからの**暴力**... 法はどこまで私の力になってくれるの？

離婚したい... 親権は？子の氏は？養育費は？財産分与は？

性犯罪被害...もう**これ以上、傷つかないために。**

セクシュアル・ハラスメント... 私は声をあげてもいいの？

2022年 **1月16日(日)**

午後1時～5時の間で、おひとり25分間(定員8名)

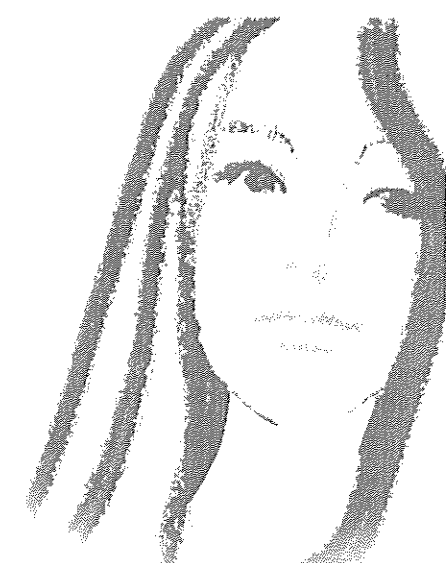
岬町青少年センター 1階 学習室A
(泉南郡岬町多奈川谷川1905-22)

- 費用：無料(相談・一時保育ともに無料です。)
- 対象：泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町に
在住 または 在勤の方
- 予約受付：12月8日(水)午前9時より執務時間内受付
※但し、12:00～12:45・土・日・祝・年末年始(12/28～1/3)は除きます。
岬町総務部人権推進課(TEL:072-492-2773)まで

※一時保育(満1歳～就学前)をご希望の方は、相談申込時にお申し込みください。先着10名。

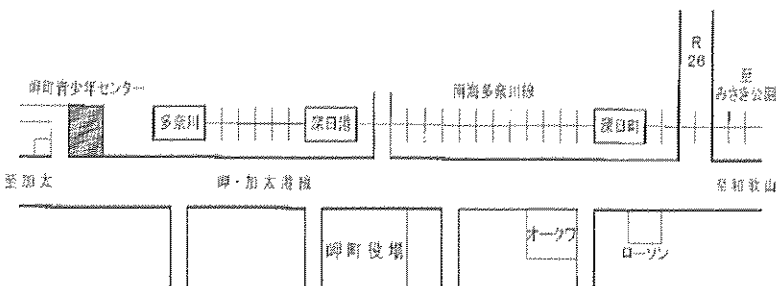
※予約は先着順で受け付けます。

ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。



>>>お問い合わせは

- ◆ 岬町総務部 人権推進課
- ◆ 電話 072-492-2773 FAX072-492-5814



この事業は、国際ソロブチミスト大阪一りんくうの寄付により泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町が実施します。

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動の実施期間です。